

平成29年7月14日

〒635-0831  
大阪市北区角田町8-1  
梅田阪急ビルオフィスタワー34階

協和綜合法律事務所  
近畿産業信用組合代理人  
弁護士 山岸 正和 殿  
弁護士 馬場 光太郎 殿

〒640-8152  
和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201  
和ネット 代表 吉田 益夫  
TEL 073-499-7231  
電気通信事業者届出番号 E17-2588



## 回 答 書

貴殿からの平成29年7月4日付通知書(受領7月6日)で、下記情報の送信防止措置(削除)について依頼がありましたが、この取り扱いについて、下記の通りご回答申し上げます。

掲載されている情報の題名:近畿産業信用組合

掲載されている情報の場所(URL): <http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=3394&sty=1&num=1999> (推定)

投稿番号:1、2、3、5、6、7、8、9、10、14、15、16、17、18、19、20、21、22、25、26、29、31、33、34、35、115、134、149、151、153、164、168、169、170、171、173、176、177、178、180、182、184、186、187、188、189、190、192

### 1. (回答内容)

現時点では、送信防止措置(削除)を講じるためには、別途、司法の判断を必要とします。

### 2. (回答の理由)

(1) 貴殿らが当方に依頼する送信防止措置(削除)の対象は、現在、大阪地裁で、当事者である貴殿らと投稿者という■■■■氏との間で仮処分に関する裁判で係争中であるが、まだ司法判断が出ていないとのことで、上記の投稿に違法性があるのかどうかまだわからない。

(2) 投稿者という■■■■氏は、和歌山市在住で、仮処分対象物は和歌山市内にあると解するのが自然です。そのため、貴殿らと■■■■氏とが大阪地裁で争っている仮処分に関する裁判は、

民事保全法第六条、第十二条の第一項より、大阪地裁には、管轄としての裁判権がないと解するのが妥当であると思われるので、貴殿らの仮処分申立が大阪地裁より、和歌山地裁に移送されるのが妥当であると思われます。

そのため、貴殿らと投稿者という■■■■氏との間の係争の決着は、仮処分を巡る裁判が和歌山地裁に移送されていない現状では付かないと当方では理解しています。

### 3. (その他)

(1)和ネット及び和ネットの管理者である代表は、本件に関して、当事者ではなくて第三者です。

(2)送信防止措置(削除)に関しては、1投稿当たり5000円の投稿削除手数料を申し受けます。  
((2)については、大阪高裁平成28年2月3日言渡の平成27年(ネ)第2604号 損害賠償請求控訴事件で認められており、相手方は上告したが、平成28年6月23日に最高裁で棄却されています。(最高裁事件番号、平成28年(才)第718号、平成28年(受)第916号))

(3)スレッドのURLについては、貴殿らの通知書には記載がないため、題名より推測しています。

以 上